

令和5年12月市議会定例会

# 文教福祉常任委員会資料

議案第127号	福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	P2～
議案第141号	指定管理者の指定の件（蓬萊児童センター）	P5～
議案第142号	指定管理者の指定の件（清水児童センター）	P7～
議案第143号	指定管理者の指定の件中、こども未来部所管分（渡利児童センター）	P9～
議案第121号	令和5年度福島市一般会計補正予算中、こども未来部所管分	P11～

こども未来部

議案第127号 福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例制定の件

幼稚園・保育課

1 条例（一部改正）の趣旨・内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（「認定こども園法」）の一部改正による、内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正に伴う引用条項や文言整理等の所要の改正を行うもの。

2 条例の概要

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの。

【対象となる施設】合計 91施設

内訳 幼稚園：10施設 ・ 認定こども園：14施設 ・ 認可保育所：45施設 ・ 地域型保育事業：22施設

3 条例の施行日

公布日から

4 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ(1)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)</u>」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)</u>」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は</u></p>

改正後	改正前
<p>は「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（ア）</u>中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>	<p><u>第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、<u>同条第4項第3号イ（1）</u>中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>

議案141号 指定管理者の指定の件

こども政策課

議案121号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第6号）

指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市蓬萊児童センター
取扱区分	公募
団体の名称	社会福祉法人福島福祉施設協会
団体の代表者	会長 木村 六朗
団体の住所	福島市仁井田字龍神前2番地の1
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5カ年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	88,430( 管理運営経費 88,430 利用料金等収入 0 )
団体の事業概要	<p>(1) 第1種社会福祉事業 ①養護老人ホーム「福島恵風園」の設置経営</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業 ①保育所「福島隣保館保育所」「福島保育所」「瀬上保育所」「福島わかば保育園」「福島ふたば保育園」「飯坂保育所」の設置経営 ②児童厚生施設「東浜児童センター」「野田児童センター」の設置経営 ③児童厚生施設「蓬萊児童センター」「清水児童センター」「渡利児童センター」の管理経営 ④老人デイサービス事業「福島恵風園」 ⑤老人短期入所事業 ⑥老人福祉センター「わたりふれあいセンター」の管理経営 ⑦老人居宅介護等事業 ⑧地域子育て支援拠点事業 ⑨一時預かり事業</p>
現行の取扱区分	公募(社会福祉法人福島福祉施設協会)
備考	

債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5カ年計
支出(管理運営経費)	17,758	17,668	17,668	17,668	17,668	88,430
収入(利用料金等収入)	0	0	0	0	0	0
差引(指定管理料)	17,758	17,668	17,668	17,668	17,668	88,430

「福島市蓬萊児童センター」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月21日	現場説明会	1 団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月22日～25日	質問書の受付	質問件数：質問なし
3	8月2日	質問への回答	なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付（こども政策課）	1 団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月29日	面接審査 （福島市保健福祉センター栄養指導室）	1 団体面接 ・時間：午後2時30分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月28日	第1次審査 （こども未来部指定管理者管理運営委員会）	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 （福島市指定管理者選定委員会）	・こども未来部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「社会福祉法人 福島福祉施設協会」／最終合計点：75.32点（交渉順位第1位）

3 審査結果【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	5.90点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	18.90点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	3.15点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	5.40点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.85点
⑥ 社会的価値の実現	15%	8.55点
⑦ 安定した施設運営	15%	7.80点
合計	100%	52.55点
※管理運営委員会委員が7名につき1項目70点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		75.07点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.25点を加点）した最終合計点		75.32点

指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市清水児童センター
取扱区分	公募
団体の名称	社会福祉法人福島福祉施設協会
団体の代表者	会長 木村 六朗
団体の住所	福島市仁井田字龍神前2番地の1
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5カ年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	105,873( 管理運営経費 105,873 利用料金等収入 0 )
団体の事業概要	(1) 第1種社会福祉事業 ①養護老人ホーム「福島恵風園」の設置経営 (2) 第2種社会福祉事業 ①保育所「福島隣保館保育所」「福島保育所」「瀬上保育所」「福島わかば保育園」「福島ふたば保育園」「飯坂保育所」の設置経営 ②児童厚生施設「東浜児童センター」「野田児童センター」の設置経営 ③児童厚生施設「蓬萊児童センター」「清水児童センター」「渡利児童センター」の管理経営 ④老人デイサービス事業「福島恵風園」 ⑤老人短期入所事業 ⑥老人福祉センター「わたりふれあいセンター」の管理経営 ⑦老人居宅介護等事業 ⑧地域子育て支援拠点事業 ⑨一時預かり事業
現行の取扱区分	公募（社会福祉法人福島福祉施設協会）
備考	

債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5カ年計
支出(管理運営経費)	20,664	20,865	21,157	21,448	21,739	105,873
収入(利用料金等収入)	0	0	0	0	0	0
差引(指定管理料)	20,664	20,865	21,157	21,448	21,739	105,873

「福島市清水児童センター」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月25日	現場説明会	1 団体参加 ・時間：午前10時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月26日～29日	質問書の受付	質問件数：質問なし
3	8月2日	質問への回答	なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付（こども政策課）	1 団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月29日	面接審査 （福島市保健福祉センター栄養指導室）	1 団体面接 ・時間：午後3時～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月28日	第1次審査 （こども未来部指定管理者管理運営委員会）	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 （福島市指定管理者選定委員会）	・こども未来部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「社会福祉法人 福島福祉施設協会」／最終合計点：77.59点（交渉順位第1位）

3 審査結果【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	5.50点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	16.50点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	7.35点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	5.50点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.85点
⑥ 社会的価値の実現	15%	8.55点
⑦ 安定した施設運営	15%	7.80点
合計	100%	54.05点
※管理運営委員会委員が7名につき1項目70点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		77.21点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.38点を加点）した最終合計点		77.59点



指定管理者候補者及び債務負担行為設定額

施設の名称	福島市渡利児童センター及び福島市わたりふれあいセンター
取扱区分	公募
団体の名称	社会福祉法人福島福祉施設協会
団体の代表者	会長 木村 六朗
団体の住所	福島市仁井田字龍神前2番地の1
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5力年間)
債務負担行為設定額 (単位:千円)	215,622( 管理運営経費 225,942 利用料金等収入 10,320 )
団体の事業概要	(1) 第1種社会福祉事業 ①養護老人ホーム「福島恵風園」の設置経営 (2) 第2種社会福祉事業 ①保育所「福島隣保館保育所」「福島保育所」「瀬上保育所」「福島わかば保育園」「福島ふたば保育園」「飯坂保育所」の設置経営 ②児童厚生施設「東浜児童センター」「野田児童センター」の設置経営 ③児童厚生施設「蓬萊児童センター」「清水児童センター」「渡利児童センター」の管理経営 ④老人デイサービス事業「福島恵風園」 ⑤老人短期入所事業 ⑥老人福祉センター「わたりふれあいセンター」の管理経営 ⑦老人居宅介護等事業 ⑧地域子育て支援拠点事業 ⑨一時預かり事業
現行の取扱区分	公募(社会福祉法人福島福祉施設協会)
備考	

債務負担行為設定額の内訳

(単位:千円)

年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	5力年計
児童センター	支出(管理運営経費)	22,038	22,119	22,297	22,410	22,556	111,420
	収入(利用料金等収入)	0	0	0	0	0	0
	差引(指定管理料)	22,038	22,119	22,297	22,410	22,556	111,420
せふれあいセンター	支出(管理運営経費)	22,656	22,740	22,918	23,031	23,177	114,522
	収入(利用料金等収入)	2,064	2,064	2,064	2,064	2,064	10,320
	差引(指定管理料)	20,592	20,676	20,854	20,967	21,113	104,202
合計	支出(管理運営経費)	44,694	44,859	45,215	45,441	45,733	225,942
	収入(利用料金等収入)	2,064	2,064	2,064	2,064	2,064	10,320
	差引(指定管理料)	42,630	42,795	43,151	43,377	43,669	215,622

「福島市渡利児童センター・福島市わたりふれあいセンター」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月24日	現場説明会	1 団体参加 ・ 時間：午後 2 時～ ・ 内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月25日～28日	質問書の受付	質問件数：質問なし
3	8月2日	質問への回答	なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付（こども政策課）	1 団体申請 ・ 申請書類の内容等点検、受付
5	8月29日	面接審査 （福島市保健福祉センター第 1 保健指導室）	1 団体面接 ・ 時間：午後 1 時 4 5 分～ ・ 内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月27日（健康福祉部） 9月28日（こども未来部）	第 1 次審査（こども未来部・健康福祉部 指定管理者管理運営委員会）	評価項目：7 項目 ・ 各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・ 委員持点：各評価項目それぞれ 1 0 点
7	10月10日	第 2 次審査 （福島市指定管理者選定委員会）	・ こども未来部・健康福祉部指定管理者管理運営委員会第 1 次審査の結果報告 ・ 指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者 「社会福祉法人 福島福祉施設協会」／最終合計点：最終合計点：68.85点（交渉順位第1位）

3 審査結果【審査集計表】

評価項目	配分	第 1 位 （こども未来部）	第 1 位 （健康福祉部）
① 施設の設置目的の理解	10%	5.60点	4.60点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	17.10点	15.00点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	6.30点	1.05点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	5.70点	4.90点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	2.90点	2.25点
⑥ 社会的価値の実現	15%	8.55点	7.35点
⑦ 安定した施設運営	15%	7.80点	7.20点
合計	100%	53.95点	42.35点
※管理運営委員会委員が7名につき1項目70点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		77.07点	60.50点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.00点を加点）した合計点		77.07点	
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.13点を加点）した合計点			60.63点
最終合計点		68.85点	

議案第121号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第6号）

こども政策課

(単位 千円)

補正予算 説明書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明						
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源							
8	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童 福祉 総務費	包括的支援体制整備事業	6,053	2,017	2,017	-	2,019	<p>○地域子育て支援センターの委託契約の基準である重層的支援体制整備事業交付金について、基準額が改定されたことに伴い、業務委託料を改定とするもの。</p> <p>◆事業費内訳</p> <p>○基本型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5日型 基準額（年額） 9,916千円⇒10,192千円 増額276千円×17施設 = 4,692千円</li> <li>・6～7日型 基準額（年額） 10,491千円⇒10,804千円 増額313千円× 6施設 = 1,878千円</li> </ul> <p>○加算分（一時預かり事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準額（年額） 2,931千円⇒2,915千円</li> <li>・6～7日型 減額 16千円× 2施設 = △32千円</li> </ul> <p>◎執行残額</p> <table> <tr> <td>当初予算額</td> <td>執行済額</td> <td>執行残額</td> </tr> <tr> <td>237,380千円</td> <td>- 236,895千円</td> <td>= 485千円</td> </tr> </table> <p>◆財源 重層的支援体制整備事業交付金 国1/3 県1/3 市1/3</p>	当初予算額	執行済額	執行残額	237,380千円	- 236,895千円	= 485千円
当初予算額	執行済額	執行残額														
237,380千円	- 236,895千円	= 485千円														

**【地域子育て支援センター】**  
 地域における子育て支援の拠点施設として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進及び子育て等に関する相談、援助を行い、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

令和4年度実績

- 拠点数 23か所
- 利用状況
 

子育て相談・情報提供	延べ	3,022件
親子交流活動・講習会等	延べ	54,131人
一時預かり	延べ	281人
他機関との連携・協力	延べ	756人

議案第121号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第6号）

幼稚園・保育課

（単位 千円）

■歳入歳出予算補正

補正予算 説明書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
8	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	公立保育施設環境改善事業	6,800				6,800	・故障した御山保育所の3歳児（ひまわり）室のエアコンを交換して保育環境を整える。

■繰越明許費補正

議案 書頁	款	項	事業名	金額
11	3 民生費	2 児童福祉費	公立保育施設環境改善事業	6,800

事業内容

<工事内容>

- ①エアコン交換工事（天井カセット型4方向吹出し）
- ②引込分電盤設置、配線工事（20Aから30Aに変更）

<参考：御山保育所>

- ・園児数(11/1現在)：全108名（3歳児20名）
- ・全体面積：約750㎡（3歳児室約50㎡）

（イメージ）



天井カセット型エアコン（取替前）



引込分電盤（外付け）

議案第121号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第6号）

幼稚園・保育課

(単位 千円)

■歳入歳出予算補正

補正予算 説明書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
8	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	病児・病後児保育施設整備事業費	14,133	4,711	4,711		4,711	<p>○安心して子育てできる環境を整備するため、病児・病後児保育施設の新設を支援し、受け入れ体制の拡充を図るもの。</p> <p>◆補助対象事業費 15,705千円 ◆財源 子ども・子育て支援施設整備交付金 補助対象事業費に対して 国3/10 県3/10 市3/10</p>

■繰越明許費補正

議案 書頁	款	項	事業名	金額
11	3 民生費	2 児童福祉費	病児・病後児保育施設整備事業	14,133

事業内容

病児・病後児保育施設の新設を支援し、受入体制の拡充を図る。

【新設施設の概要】

- 所在地／福島市南沢又字館ノ内66-2 ※小児科併設
- 開設／令和6年5月
- 保育対象／生後6カ月～小学6年生の病児・病後児
- 定員／3～4名

